

精神病院法に基づく中宮病院が果たした保護治療と公共安寧の役割

○ 愛知県立大学 宇都宮みのり (004372)

精神病院法、中宮病院、治療保護と公共安寧

1. 研究目的

第二次世界大戦前の日本における精神疾患を有する人に関する施策は、監護義務者と私宅監置手続きを定めた精神病患者監護法(1900 法 38)(以下「監護法」とする。)および官公立精神病院建設を謳った精神病院法(1919 法 25)(以下「病院法」とする。)が併立していたことが特徴である。これらの法形成過程においては常に治療保護論と公共安寧論が展開されている。監護法は、「公衆ニ危害ヲ及ホス憂ヒノアル精神病患者」と「少シモ公衆ニ害ノナイ極穩ナ精神病患者」に二分した対応をすべきという認識があるなかで、「すべての精神病患者」に監護義務者を定め、不当監禁予防と監護の適性を図るために、公権力をもって監護義務者を監視する方法を採用した。つまり監護政策には、意図的に形成された理念としての「保護」と、方法としての「権威的取締」の両価性があった。しかし「監護」の規定が不明確で、身体拘束の程度も明文化されておらず、治療に関する条文もない等の課題を残すものとなった。監護法施行後の私宅監置状況調査から、医療施設がない状況下において、ほとんどの精神病患者が「監護を要せざる者」(監護が及ばない者)として放置されており、「監護を要する者」の約 6 割は私宅に監置されており、さらに私宅に監置されている者の多くが「犯罪の恐れのある精神病患者」であることがわかってきた。彼らは医療を受けられず、劣悪に処遇される場合が多い。「(精神病患者の)惨状随分甚シイ」ため「適当ナル保護治療」をすること、および「危険性ヲ帯ビテ放火殺人等ノ罪ヲ犯ス者」から「公共ノ安寧」を守ることを目的として 1919 年に病院法が制定された。

本報告では、病院法第 1 条に基づいて 1926 年に設立された大阪府立中宮病院の、第二次世界大戦前の実施・運用状況を対象とし、(1)病院法が中宮病院にどのような影響を及ぼしたか、(2)医療従事者はどのように実践していたか、(3)中宮病院が地域住民にどのような影響を及ぼしたかの 3 点について、保護治療と公共安寧の視点から明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、内務大臣が設立を許可した 1923 年から長山泰政が医長になる前までを第 1 期(1923-30)とし、長山が院内外保護に取り組んだ時期を第 2 期(1931-40)とし、太平洋戦争開戦から終戦までを第 3 期(1941-1945)として、中宮病院関連史料を時系列的に分析する。中宮病院を取り巻く諸要素がいかに影響し合っていたかを、保護治療と公共安寧の視点で検証する。基礎資料は『中宮病院史』、『大阪市社会部報告』、中宮病院に関する新聞記事、大阪府立公文書館に所蔵されている資料・統計等である。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に則って行動する。研究に用いる史資料

は原典にあたり、当日の配布資料に出典を明示する。また、本研究で用いる史資料には差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語があるが、引用ならびに発表にあたって、研究目的から外れない範囲で歴史的表現としてそのまま使用することとする。

4. 研究結果

(1) 病院法が中宮病院にどのような影響を及ぼしたか

中宮病院は北河内郡に位置し、3万4千坪の敷地に42万円の創設費をかけて建設された精神科単科の公立病院である。収容定員300人、従業員は23人であった。「精神病にして自活するを得ず且つその扶養義務者および監護義務者が共に資力薄弱にして府費をもつて救済を要すべき者と認めたる者に対し無料入院を行ふ」という救療条件が付されている。中宮病院は、従来の病院が患者を単に監視する目的しか持たないことを不備として、その不備を補うために、「監置(マ)と同時に治療を加へやう」とするものであった。しかし患者の逃走や行方不明等の「不祥事」は、警察部衛生係が厳しく監視していた。

(2) 医療従事者はどのように実践していたか

長山が「身体の方から治せということで、日光浴、空気浴ということで看護人は大変だっただろうが天気がよければ全部外に出した」と書き残すようにのびのびした実践が繰り広げられる一方で、所謂15年戦争に向う中、「精神病者は危険だから充分に管理せよという指令」によって採用された職員も多数いたようである。職員は「不祥事(逃走)」を出さないように「夜間も一度も椅子に座ったことはなく、患者行動を絶えず警戒していた」という。

(3) 中宮病院が地域住民にどのような影響を及ぼしたか

1936年10月から長山は中宮病院退院者を対象とした院外保護を開始する。11月26日、大阪朝日新聞に「府立中宮病院の院外保護事業好成績」の見出しで「わが国はじめての精神病者の院外保護をこころみる」と紹介記事が掲載されている。院外保護事業としては、15人程度で近所の神社を掃除したり地域の牧場に働きに行っていたようである。

5. 考察

本研究では、病院法によって日本で3番目に建設された府立中宮病院の当該時代的意味について、病院史等を用いて検討した。時期は3区分した。その結果、第1期は病院法に基づく公的精神病院の役割の「定着」段階にあった。警察官の監視下における「不祥事」予防の一方、貧困患者を受入れ、治療方法を模索し、手厚い人間味あふれる看護実践が蓄積された。第2期には公的精神病院での多様な治療方法の「展開」が見られた。外来診療の開始、入院病床増床、院外保護の開始等である。第3期には戦争により保護治療が「停滞」した。食料不足に対する職員の努力や工夫の限界、患者を連れて避難することの限界、患者の餓死が相次いだ暗黒の時代であった。時代の制約の中で、公的病院が本来果たすべき役割としての保護治療実践が行われる一方で、公共の安寧の役割を担うことになる。そして戦争に向う中で、入院していた多くの精神病者が犠牲になった。